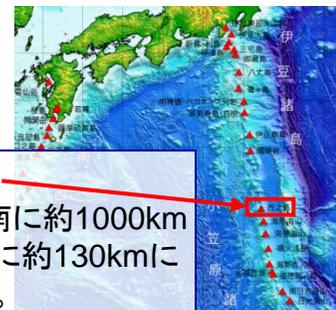


7. 小笠原諸島西之島付近における新島の確認

新島確認時の概要

11月20日16時17分に、海上保安庁の航空機が小笠原諸島西之島の南南東約500メートル付近の海上において、新島が出現し、噴煙を上げている様子を確認した。

同日、船舶や航空機の安全確保のため、航行警報などを発出した。



西之島の南南東約500m付近の海上に新島が出現し、黒色の噴煙を上げている様子を確認。

継続して火口から白い噴煙が上がり、1、2分間隔で火山弾を含む黒い噴煙が噴出している。

2カ所の火口が確認でき、約2、3分に1回の頻度で噴火し、褐色の噴煙を上げている。

2カ所の噴出口から東側方向及び南側方向に溶岩が流下し、新島の火口では、約4分以下の間隔をおきながら噴火している。

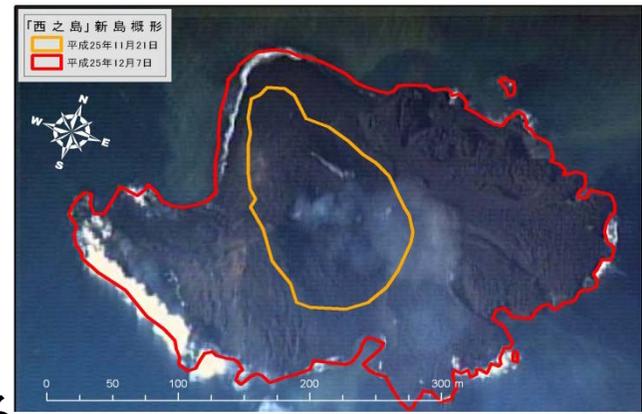
火口から噴煙が高さ約200mまで立ち上っており、時折、溶岩が飛び散っている様子が観測された。また、新島の山腹から南東に向けて流出する溶岩流も確認された。

最新の状況【12月7日(土)】

海上保安庁の航空機がしょう戒中に撮影した画像によると、さらに新島の面積が増えており、11月21日に比べて約4.9倍になっている。

また、西方向に流れ下る溶岩流が確認できた。

引き続き、航行警報などにより船舶や航空機へ注意を呼びかけている。



黄色及び赤色の線は、それぞれ11月21日、12月7日の新島の概形を示す。島が大きくなっているのが分かる。

8. 領土・領海について

島の定義

○島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。
(国連海洋法条約 第121条 第1項)

領海及び排他的経済水域(EEZ)への影響について

【領海】 基線から12海里 (約22km)

新島が今後も安定して存在した場合、領海は広がる。

※過去に海底火山噴火でできた新島が、後に消滅した例もあり、今後の活動の推移を見守る必要がある。

【排他的経済水域(EEZ)】 基線から200海里(約370km)

新島の位置はEEZの基線(西之島の西側)よりも、東側にあるため、EEZが広がる可能性はない。

海図及び地図の記載と名称について

新島が今後も安定して存在した場合、通常、海図については海上保安庁、地図については国土地理院において記載し、その名称については地元自治体に確認のうえ、海図及び地図に記載することとなる。

～海図に記載する意味～

領海の幅を測定するための通常**の基線**は、沿岸国が公認する**大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線**とする。

(国連海洋法条約 第5条)

領海を定める基線の設定は、**海上保安庁の作成した海図**による。

